

大和市告示第42号

大和市認定こども園整備事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市認定こども園整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第3項の規定による認定を受けた幼保連携施設（以下「幼保連携型認定こども園」という。）、同条第1項の規定による認定を受けた幼稚園（以下「幼稚園型認定こども園」という。）の保育所機能を有する施設及び大和市私立幼稚園長時間預かり保育等支援事業補助金交付要綱（平成26年大和市告示第43号）第3条各号に掲げる全ての要件を満たす私立幼稚園（以下「長時間預かり保育等実施幼稚園」という。）の整備に要する費用に対して予算の範囲内で補助金を交付することについて、神奈川県安心こども交付金事業費補助金交付要綱（平成21年4月1日施行。以下「県要綱」という。）及び大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象施設)

第2条 補助の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、次に掲げる施設とする。ただし、平成27年3月31日までに整備に着手し、平成28年3月31日までに完了する施設に限る。

- (1) 幼保連携型認定こども園を構成する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所
- (2) 幼稚園型認定こども園を構成する保育所機能を有する施設（保育を行う幼児が10人未満の場合は除く。）。ただし、幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の設置者と同一の学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）が整備する場合に限る。
- (3) 長時間預かり保育等実施幼稚園

(補助の対象者)

第3条 補助の対象となる者は、幼稚園、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園を設

置する学校法人とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、県要綱別表2補助基準額表、保育所等緊急整備事業及び同表認定こども園整備等事業の規定により算出される額に4分の3を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第4条に規定する書類その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(事業計画の変更)

第6条 補助金交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、補助事業の計画を変更し、又は中止しようとするときは、規則第8条に規定する書類その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(事業実績の報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第10条に規定する書類その他市長が必要と認める書類を、補助事業の完了した日から60日以内又は平成28年3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第8条 補助金の交付を受けた補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の内容を明らかにした帳簿その他の証拠書類を備え、当該補助事業が完了した会計年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(譲渡等の禁止)

第9条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した不動産(その従物を含む。)その他市長が指定する財産を市長の承認を受けないで補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。ただし、市長が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。